

## 参考資料





## 2 風景づくり市民懇談会の提案

### (1) 市民懇談会の概要

#### ■ 市民懇談会の目的

- 「風景づくり市民プラン」の検討
- 南アルプス市への市民プランの提出
- 「南アルプス市景観計画」へ成果の反映
- 策定委員会への市民プランの提示
- 風景づくりシンポジウムの開催とプランの公開

#### ■ 市民懇談会の進め方

- 平成20年2月～平成20年11月計8回開催（シンポジウム含む）
- ワークショップ手法による協議  
※各回毎の協議のまとめ
- 風景づくりフィールドワークの実施
- 「市民懇談会かわら版」の発行



#### ■ 市民懇談会の経過

**第1回** 平成20年2月27日(水)午後7時～9時  
**テーマ：大切な景観！こんな風景づくりを提案したい**  
 ○市民懇談会の発足 ～「景観計画」とは～  
 ○自己紹介とふるさと風景づくりへの想いの一言

**第2回** 平成20年4月25日(金)午後7時～9時  
**テーマ：地域の景観特性を共有し課題を発見しよう！**

**第3回** 平成20年5月31日(土)午前9時～午後2時30分  
**テーマ：景観特性と課題を再確認しよう！**  
 ○風景づくりフィールドワーク

**第4回** 平成20年7月9日(水)午後7時30分～9時30分  
**テーマ：風景づくりで大切なことを話し合おう！**

**第5回** 平成20年8月26日(火)午後7時30分～9時30分  
**テーマ：風景づくりプランを提案しよう！**

**第6回** 平成20年10月22日(水)午後7時30分～9時30分  
**テーマ：風景づくりプランをまとめよう！**

**第7回** 平成20年11月21日(金)午後7時30分～9時  
**シンポジウム準備会**

平成20年11月29日(土)午後1時30分～4時  
**南アルプス市風景づくりシンポジウム**

#### ■ 市民懇談会名簿

(順不同、敬称略)

・山口志津子  
 ・石原 浩  
 ・志村 道德  
 ・渡邊 清美  
 ・依田 虎雄  
 ・竹原 征邦  
 ・朝妻 明光  
 ・津久井高史  
 ・青山 文一  
 ・杉山 晃一

・金丸 松江  
 ・田中 大輔  
 ・保阪 太一  
 ・斎藤 秀樹  
 ・深沢 剣一  
 ・廣瀬 和弘  
 ・齊藤 敬文  
 ・小田切雅裕  
 ・齊藤 光裕  
 ○飯久保 貴

・中込 信之  
 ・小野 隆  
 ・齊藤康太郎  
 ・河野 和充  
 ◎小林 幸夫  
 ・大芝 孝二  
 ・長沢 光男  
 ・三枝 洋  
 ・金川 健太  
 ・入倉 博文

◎印は懇談会座長、○印は懇談会副座長

## (2) 風景づくり市民プランの概要

### 1) プラン提案にあたって

#### 趣 意 文

##### 南アルプス市長 今沢 忠文 殿

先代から培われ、育んできたかけがえのない美しい南アルプス市の風景を、守り、次世代に継承することは、今を生きる私達の大切な責務です。

「南アルプス市風景づくり懇談会」は、南アルプス市の呼びかけにより、平成20年2月に発足し、平成20年11月までにワークショップにより計7回の懇談会を開催しました。

懇談会は、地域や団体等の推薦、公募による30名のメンバー、また、山梨大学の学生さんの参加などを得て、本市の風景をいかに守り・育み・創るかについて、真摯に協議を積み重ね提案づくりを進めてきました。

協議の根幹となったのは、この風景がどのように生まれ・育まれてきたのかということです。大地の記憶をひもとき、特徴ある土地の暮らしを探る中で、山岳信仰の眠る南アルプスへの道程や歴史遺産、山の辺の地に息づく社寺・史跡・棚田等、日本が誇る御勅使川扇状地に導かれる文化や果樹に彩られた四季の風景、湧水を活用した生活風景や広い田園風景など、改めて景観のあり方に対する様々な価値観を持つ人々が、まちづくり・景観づくりを支えていることを知る機会ともなりました。

景観は、地域に住む多くの人の暮らしや文化の表象であります。そのため景観づくりにあたっては、身近な風景を見つめなおし、風景の背後にあるものやその現状を良く知ること、みんなで話し合い、立場を超えて理解を深め、ともに協力しあうことが重要だと考えました。

提案を実現するためには、「協働」ということがとても大切だという結論に達しました。地域に暮らす市民一人ひとりがふるさとの風景を誇るために、埋もれている資源の掘り起こしを行い、大切だという気持ちを束ね、話し合い、ともに手をたずさえ、活動していくことが重要です。そして、行政はその声に耳を傾け十分な支援を行うとともに、率先して良質な景観づくりを進めていくことが重要です。

今後、「南アルプス市景観計画」の策定や「南アルプス市景観条例」の制定などが予定されています。市には、この提言にある私達の想いをくみとり、ひとつずつ実現に向けた取り組みを進めるとともに、市民発意の主体的な活動に対する理解と支援を望みます。そして、この風景の中に生きる一員として、ふるさと南アルプス市の美しい風景を失うことのないよう、行政も市民も「協働」を基本に尽力することを希望するものです。

平成20年11月29日

南アルプス市風景づくり市民懇談会委員一同



・風景づくり市民懇談会メンバー集合写真(市長を囲んで)



・提案書

## 2) 風景づくり市民プラン(抜粋)

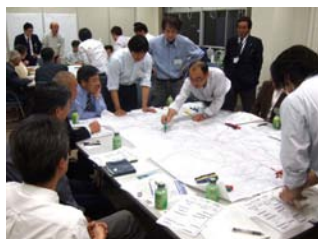
### ■ 風景づくりを考えるにあたって大切なこと

● 風景づくりの基本理念：

**「おくゆかしさ」**  
と  
**「本物を誇る」**  
風景づくり

南アルプス市の風景は、目に映るその奥行きに風格や深い心づかいが感じられ、たたずまいに強く心ひかれるものがあります。

これまでも、これからも継承していく、ここにしかない原風景の価値観を、この地に暮らすことの誇りをもって、感動を伝えていくことが大切です。



### この理念から提案づくりで大切な7つの視点！

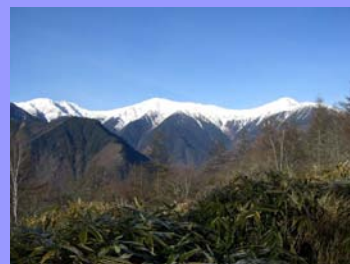
懇談会は、話し合いしやすいよう2つの任意のチームに分かれ、全体で確認・調整を行いながら進めてきましたが、その過程から、提案づくりのベースともなる「風景づくりで大切な7つの視点」が共通して見えてきました。

- ① 真に南アルプス市らしい「誇れる」景観づくりを考えること
- ② 培われた「四方」の特徴的な地形構造を大切にすること
- ③ 市が全国に誇る御勅使川ゆかりの歴史遺産を重視すること
- ④ 歴史・文化を今に伝える集落景観や心豊かな暮らしの原風景を大切にし、次代に継承すること
- ⑤ 多くの景観ポイントを結びつける効果的なルートづくりを考えること
- ⑥ 風土の魅力を活かし、地域のつながりや営みが豊かに・元気になること
- ⑦ 潜在的価値を住民が認識し、より多くの人にその奥行きを深く観て感じてもらうこと

### ■ 風景づくりを進める上での課題

景観への想いを共有し、資源の掘り起こしから価値観を結びつけるために、景観特性を整理しました。これらを「景観づくりを進める上での課題」として再整理し、懇談会のなかの共通認識とするとともに、多くの市民の皆さんと共有し、南アルプス市らしい景観づくりの礎として、今後も検討を継続していきたいと考えています。

1. **メリハリある地形構造を活かすためには** ～景観の土台・大地の記憶を重視するために～
  - 良好な眺望を通した一体的な景観づくりは
  - 自然環境や生態系を守り活かすには
  - 水辺から広がる水をとりにこんだ風景づくりを進めるには
2. **文化や歴史、知恵が育んだ風景を継承するために**
  - 特徴的な里山農村風景を守り継承するには
  - 歴史文化的まちなみ・集落景観を守り継承するには
  - まちのなりたちを継承する景観を守るには
3. **誇れるおもてなしの景観づくりを進めるには**
  - 緑や花いっぱいのまちなみづくり
  - 市の玄関口を活かすために
  - 観光・活性化への波及効果は
4. **景観コントロール・ルールづくり**
  - 公共施設のデザインルールづくり
  - 景観阻害要因の改善
  - 開発コントロール
5. **景観資源を顕在化し、知ってもらい、大切にするには**
  - みんなで守り育む仕組みづくり
  - 景観ゾーンの特性に沿った景観づくり、効果的なポイントを絞った景観づくり
  - 風景の奥行き・魅力の再発見、学び・活かす景観づくり





チーム四方 (おんかた)

南アルプス市のビューポイントと景観ルートづくりプロジェクト

テーマ: **This is 南アルプス!!**  
 「本物」を市民が知り、再発見することから誇りをもってアピールしよう!!

- 教えたビューポイントを活かし・創り・まぜ実行する!**
  - 「山内・榎方・原方・田方」の四方によって1つに構成される南アルプス市の原風景を効果的に魅せる・特徴ある四方の風景を認識しPRする(果樹園地+山岳眺望+歴史+暮らしの風景 など)
  - 南アルプス市を魅せる「視点」づくり
    - ビューポイントを厳選しPRする(20景~100景 など)
    - 南アルプスを望む夜叉神峰、お立ち台、ループ橋からの果樹園と農地地形、甲西地区の河川合流付近など
- ビューポイントを結び景観ルートを創る**
  - 〜ルート整備により住民も来訪者も改めて南アルプス市を見発見・知ることが出来る〜
  - 山内・山岳のルートづくり(山岳眺望、信仰のみち など)
  - 山の辺のみちと川の辺のみちの回遊ルートづくり
  - 川沿いのサイクリングロードづくり(既存公園や遊歩道などのポイントをつなぎ)
  - 観光住道の魅力づくり(ライトアップ、花畑気活動など)
- 川から広がる原風景を活かす**
  - まちの導入部・玄関口を活かす(開国橋、双田橋等の橋梁等)〜南アルプス市そのものを見るポイント〜

これらをつなげる風景が「南アルプスらしさ」を構築する一歩を踏み出す

実践/まず始めること!

- 【考え方】
- STEP1 住民の意識を高める → STEP2 誇り・人を呼ぶ → STEP3 自信をもって風景を守り・活かす  
 ~風景を楽しみ、ゆとり時間を過ごし、のんびりとどきどきとあつあつのための付加価値を高めること!!~
- ①ビューポイントを絞り込みつなぐ 一地点と拠点をつなぐ「みどころルート」をつくり周遊させる  
 ○ルート拠点を絞り込み魅力を高める / 眺望ポイント周辺を散策させるしかりづくり
- ②景観ルートの情報を結びつけるしかけづくり  
 ○人と橋をつなぐ仕掛けが必要 / 散策ポイントから情報を得るしかけづくり (週末情報の活用等)
- ③MIXした情報をつなぐ・魅せるマップづくり  
 ○景観資源+歴史+お店・地域の特産物(惣入、買入、賣入等)+風景 など
- ④風景づくりで魅力を高め観光へ活かす  
 ○ホスピタリティ・おもてなしの心を醸成する 一訪れる人をもてなす複合的な検討が必要

風景づくりの重点テーマの提案!

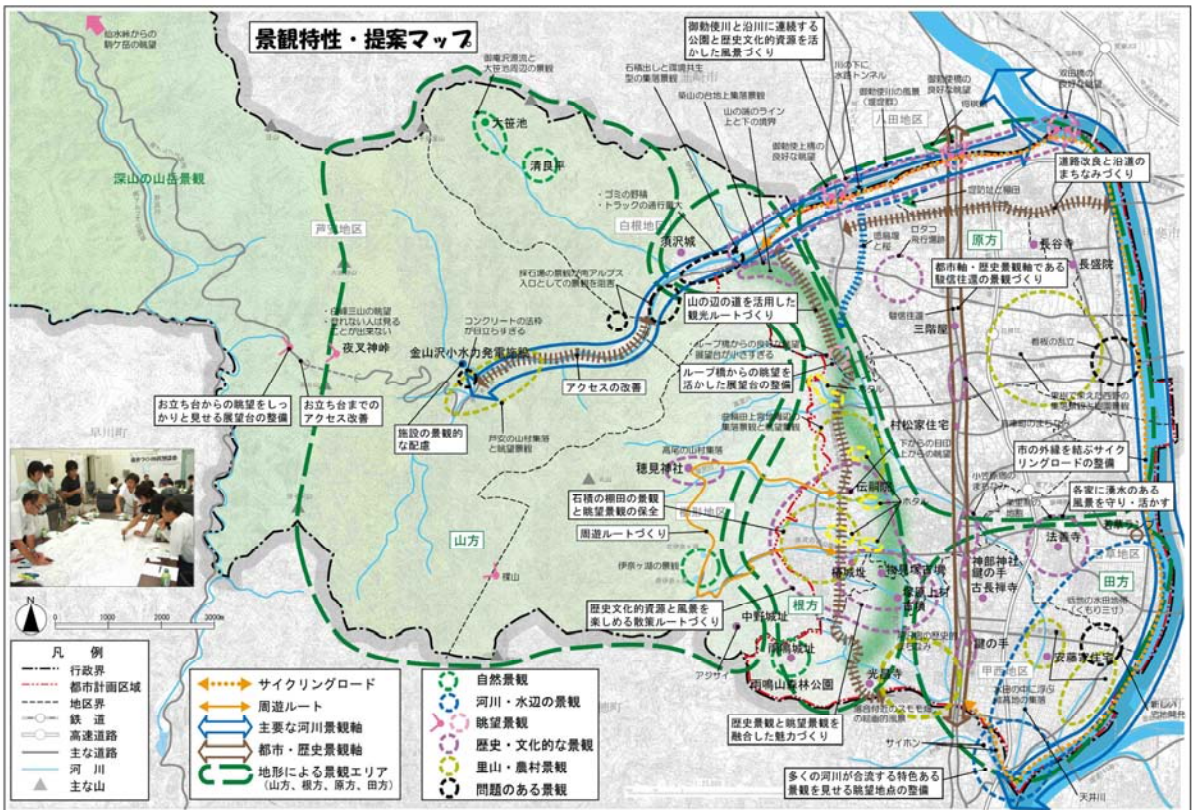
「本物」を誇る風景づくり

住む人が和み心を遊ばせられる、来る人が楽しくなる、そんなここにある「本物」を自慢できる風景を守り・創る

- 南アルプス市の「南アルプス」を感じる風景を知る・守る・創る!!**
  - 眺望の場づくり
    - 南アルプスはどこから見える?〜
    - 南アルプスのビューポイント調査とビューポイント整備
    - 夜叉神峰周辺のビューポイント調査と調査活用
  - 南アルプスへつながるルートづくり
    - 御前川〜甲斐芦安橋〜夜叉神峰〜お立ち台〜広河原の山岳眺望ルートづくり
    - 甲斐芦安橋沿いの風景づくり
    - 夜叉神峰周辺の活用(行きやってくる、規模調整等)
  - 山岳眺望と芦安周辺の魅力づくり
    - 芦安集落の保全と魅力を高める
    - 御前公園の魅力アップ(山入りやすくなる、PR)
  - 山・森林を守るために環境に配慮する
    - 山の美化と維持管理(採石場の改善 など)
    - エコへの配慮(電気自動車による大量輸送、自転車ツーリング、エコに配慮した駐車場整備等)
- 他とは異なる風景に出会うために!**
  - 〜南アルプス市の原風景である農地・集落景観を守り・活かす〜
  - 住む人が和み風景を守り・活かす
    - 風景と空間が一体となった景観をつくる(もも・ぶどうの果樹園・畑の風景等)
    - 身近な風景を認識し評価する
    - 農業の魅力を高める
    - ・都会との交流・魅力発信
    - ・遊休地・不耕作地の活用(ハチモモ樹等)
    - みんなで楽しみを守るしくみづくり(所有者のみでなく、農)ポテンシャルの育成など
    - ・農業体験から自然を楽しむみづくり(「稲田の楽校」、遊休農地のバンク化、市民園等)
    - 山林を守るための林業支援のしくみづくり
- 風景の真行を印象づける歴史・文化的景観を守り・育む**
  - 土地のもつ構造、自然の条件、培われた環境・暮らしから派生した風景を守り・継承する
    - 「山内(山・榎方(山の辺)・原方(水のない農地)・田方(水の湧く低地)」の風景を継承し、四方を結び活かす
  - 歴史・文化を代表する風景を誇り伝える
    - 御前川水車敷の日本が誇る治水の歴史・「本物を全国に誇る」
  - 「視点」に歴史的背景をもたせる魅力づくり
    - 風景を見る視点の歴史的付加価値を高める
    - 例)山の辺にある眺望点(古墳、寺社、集落景観等)、中央横断自動車道周辺遊歩道の活用など
  - 歴史・文化的な景観を守り・風景づくりに活かす
  - 風景の背景にある潜在的価値を知る・魅せる
    - 歴史・文化のPR、サイン整備等

総論で本物にしる提案!

- 「誇れる景観づくり」を進めるために一観光や活性化へ波及させる
- 四方の大地の記憶、起伏のある土地の形状・多彩な視点場を活かす
- ポイントを絞った景観づくりが効果的!
- 風景を知りその背景(農行き)にあるものをPRすることが重要



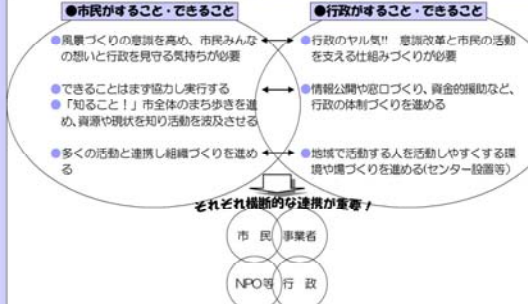
# ■南アルプス市の風景づくりに向けて

## 提案の実現に向けて大切なこと!!

今できることは今やる! 実行するプログラムを創る!!

南アルプス市は守りたい・教えたい風景がたくさんあります。「それを知り得ない、教えられない、せっかく訪れたのにわからない」はとても悲しいことです。今あるものを活かし、受け継いだ景観だけは後世に残していきたい。そのためには、まとを絞り風景を系統立て、「あるものを見直しみちすしをたてる」こと、「みんなが動き始める」ことが重要です。

### ●今、動き出す景観づくりの協働体制



## ◇ささかろう一緒に進めよう!!

- 市民が知る・来訪者が知る仕組みをつくる
- 景観づくりの情報の共有と協働体制づくり



## ◆実現に向けた個々の提案!

### ●公共施設のデザイン・ルールづくり

【対象】  
・河川護岸・水景  
・橋梁、ガードレール等の公共的構造物  
・建築物などの公共的施設  
・整備前に景観に配慮する仕組みづくり

### ●景観づくりのルールづくり

・建築物のルール  
・無秩序な屋外広告物・看板、自販機等  
・ゴミのポイ捨て、不法投棄  
・看板・看板地中化  
・採石場への対応  
・環境や生態系等への対応（鳥獣害被害、外来種の侵入や松くい虫等への対応）  
・規制と暮らし・経済の両面に配慮する

### ●開発の仕方について - 「新しくできるもの」の「守りたい今あるもの」のコントロール

・エリア特性に応じた景観コントロール  
・店舗開発、宅地開発等  
・道路沿道の景観づくり  
・農地の保全、耕作放棄地・休耕地への対応  
・一貫地/バンク/棚田の集約/市民農園等

### ●景観ガイドライン等の仕組みづくり

・景観まちなみ計画（ガイドライン）の策定  
・伝統的・歴史的な景観・歴史・文化的な景観の保全の仕組みづくり  
・景観づくりの段階的プログラムづくり

### ●「財産・本物を知る、再発見の意識啓発づくり」 - 学び活かす風景づくり

・潜在的価値の気づきの場づくり  
・地域性の資源を知る場づくり  
・市民主体のフィールドワーク実施  
・ふるさと教育、小学校の環境本づくり  
・ボランティアの育成

### ●効果的なPR手法 - 誇りをもっておもしろくするしくみづくり

・歴史的景観PRの工夫づくり  
・みちを活用したPR!（中継機自動運転ICの活用（オアシスサービスエリア等））  
・景観マップづくり、歴史のサインづくり  
・複合的な視点からのおもしろくづくり  
・南アルプス市のシンボルカラーを決める

### ○市民がすること・できること

・価値を知る等  
・できることから参加し活動する  
・小さな気づき・気づき方を大切に景観まちづくりへ波及させる  
・ルールを受け入れる仕組みを創る

### ○事業者がすること・できること

・広告物・看板等への配慮  
・景観づくりへの協力・支援

### ○NPO・ボランティア等の民間組織がすること・できること

・多くの活動組織との連携  
・清掃・維持管理、花植え活動 など

### ○行政がすること・できること

・行政の意識改革  
・市民活動への支援と体制づくり  
・情報公開と地域の景観活動を束ねる「センター」設立  
・街路樹・植栽等の維持管理

# ◆景観フィールドワーク

## 南アルプス市景観計画 第3回 市民懇話会資料 2008.5.31 (土) 景観フィールドワーク!!

### ◆ワークのポイント!!

1. 見たままの風景をいかに大切にするかを意識を向けよう
2. 問題、気づき、そして学ぶところをシェアしよう
3. 自分目線で、みんなと気づき、小さな発見をたくさん見つけよう
4. 後でたくさん発見を共有しよう

### ◆主なスケジュール

出発予定時刻: 00  
スタート: 南アルプス市役所  
→ 車中見学 アルプス通り  
→ 車中見学 陣島供用道  
→ 車中見学 陣島供用道  
→ 車中見学 陣島地区  
→ 見学場所1 ルーパ橋からの眺望 (見学時間: 10分程度)  
→ 車中見学 陣島の風景  
→ 見学場所2 市/陣島地区 歴史的な見学ポイント、棚田 (見学時間: 10分程度)  
→ 車中見学 陣島の中田  
→ 見学場所3 法皇寺周辺 (見学時間: 20分程度)  
ゴール: 南アルプス市役所  
到着予定時刻: 12:30





### (3)南アルプス市風景づくりシンポジウムの概要

※「風景づくり市民懇談会かわら版号外」を要約



## 南アルプス市景観計画 風景づくり市民懇談会 風景づくり市民プランの提案 南アルプス市風景づくりシンポジウム!!



日増しに寒さの深まる晩秋 11 月、若草生涯学習センターわかさホールにおいて「南アルプス市風景づくりシンポジウム」を開催しました。

このシンポジウムは、南アルプス市景観計画の策定にあたって、市民提案を市へ提言する市民懇談会の締めくくりとして開催したものです。

風景づくり市民懇談会は平成 20 年 2 月から 11 月まで、南アルプス市の風景づくり市民プランをまとめるため、延べ 7 回にわたりワークショップを重ね、ようやくこの発表の場へこぎつけました。

このかわら版号外は、これまでのワークショップの概要と市民シンポジウムの記録を整理したものです。

南アルプス市景観計画

## 南アルプス市 風景づくり シンポジウム

入場無料  
どなたでも参加できます

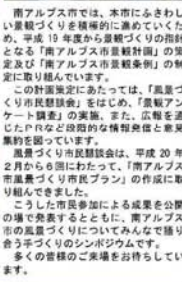
平成 20 年 11 月 29 日(土)  
午後 1 時 30 分～4 時  
若草生涯学習センター  
わかさホール



プログラム

- 13:00 受付開始
- 13:30 ●懇談会あいさつ
- 13:40 風景づくり市民懇談会からの報告「南アルプス市 風景づくり市民プラン」●市民プランの発表 ●得意堂の報告
- 14:30 ○休憩
- 14:40 パネルディスカッション「ふるさと南アルプス市の風景づくりを創りだそうしよう!!」●パネリスト  
今沢 忠文 (南アルプス市長)  
大山 野 (山梨大学学長特別客員)  
野田 祥司 (美しい郷土づくり推進委員)  
小林 孝夫 (市立図書館館長)  
志村 隆雄 (市民懇談会代表)  
加藤 友彦 (山梨大学学生)  
●会場上の意見交換
- 15:55 ●懇談会あいさつ
- 16:00 閉会

■主催：南アルプス市風景づくり市民懇談会/南アルプス市  
■問合せ先：南アルプス市建設都市整備課 055-262-6394



日時：平成 20 年 11 月 29 日(土)  
午後 1 時 30 分～4 時  
場所：若草生涯学習センターわかさホール

### 風景づくりシンポジウムのめざすところ!

- 市民懇談会の成果を広く公開の場で発表し、多くの市民との意見交換など協議を深めます
- 風景づくり市民プランを市へ提言し、策定委員会および計画策定への反映を図ります
- 景観計画や市民発意の主体的な本市の風景づくりに向けた PR、ともに協力しあうための意識高揚をめざします



・若草生涯学習センター

# 風景づくりシンポジウム開催！

## ●開場

市民シンポジウム当日は、穏やかな晩秋の日ざしの快晴に恵まれました。木の温もりの暖かい会場は80名（委員、来賓等を含む）を超える来場者となりました。

風景づくりシンポジウムは、南アルプス市と風景づくり市民懇談会が主催です。

受付は、わかさホール出入り口部に設けられ、市担当者などにより、来場者へ名簿記載をお願いしました。最後に感想などを記入していただく「一言アンケート」も資料と併せて受付で配布しました。

陽光のふり注ぐ中、開催時間が近づくにつれ来場者が増えます。会場内には、これまでのワークショップ成果やニュースなどを張り出しました。早めに来場し、掲示物を眺めている皆さんも見受けられました。



・会場・受付・ワーク成果、貼りだしボード

## ●開会のことば・あいさつ



・市民懇談会開会あいさつ



・司会進行・開会宣言

午後1時30分開会。司会進行である市民懇談会の山口志津子さんの開会宣言から始まりました。

演壇では、主催者として市民懇談会の長沢光男さんによる開会あいさつから始まり、次に、南アルプス市長今沢忠文氏のあいさつ、また、来賓として山梨県美しい県土づくり推進室長野田祥司氏、山梨大学工学部准教授大山勲氏の紹介を行いました。

大山先生は、風景づくり市民懇談会ワークショップに参加していただいた経緯があります。



・市長あいさつ

# 第1部：南アルプス市風景づくり市民プランの提案

## ●南アルプス市景観計画の概要・市民懇談会ワークショップの概要

第1部「南アルプス市風景づくり市民プランの提案」の始まりです。

はじめに、「南アルプス市景観計画」の概要について、建設部都市整備課中島司事務局担当により、策定の目的や目標年次、策定体制やスケジュールなどの説明が行われました。

次に、ワークショップアドバイザー堀内洋さんにより「風景づくり市民懇談会ワークショップの概要」として、これまでのワークショップの経過や各回成果などの説明が行われました。堀内さんは、おくゆかしさチームのアドバイザーでもあります。



・事務局説明



・アドバイザー説明

## ●風景づくり市民プランの発表

### ●提案にあたって大切なこと

いよいよ風景づくり市民プランの発表です。

発表は、演壇前面の大きなスクリーンに提案抜粋を写し進めました。

はじめに、「市民懇談会の提案にあたって大切なこと」を廣瀬和弘さんが発表しました。

風景づくりの基本理念は「おくゆかしさと本物を誇る風景づくり」です。この理念に至る懇談会全員の想いを、丁寧に経過をたどって話して下さいました。

会場は、演壇スクリーンを静かに見つめるとともに、時折、市民プランの抜粋版となる資料に目を落としていました。



・廣瀬和弘さん発表

### ●「おくゆかしさチーム」の提案



・竹原征邦さん・入倉博文さん発表

風景づくり市民懇談会は、話し合いをしやすいよう任意の2つのチームに分かれて提案づくりを進めました。

「おくゆかしさチーム」は竹原征邦さんと入倉博文さんが代表しての発表です。

風景づくりに関する考え方などを、これまで何度も積み重ねた話し合いの背景からませ、まるで大学で講義を受けているかのように錯覚さえする、内容の濃い、格調の高い発表となりました。

### ●「チーム四方」の提案

続いて、「チーム四方」の提案は、三枝洋さんが代表して発表です。

本市の特徴である「山方・根方・原方・田方」の四方の大地の構造から派生した提案の隅々までを、時には会場を見つめ言葉を選びながらの、堂々とした発表となりました。



・三枝洋さん発表

### ●提案の実現に向けて



・小野隆さん発表

最後に、「南アルプス市風景づくりの提案の実現に向けて」を、小野隆さんが代表して発表しました。

今できること、動き出すこと、風景づくりの協働体制などを、手元を見ることもなく、身振り手振りを交えた想いを振り絞るかのような発表に、会場は静まり聞き入っていました。

## ●風景づくり市民プランの提出

これまでの検討・協議成果は「風景づくり市民プラン」として、風景づくり市民懇談会による提案書としてまとめました。

提出は、市民懇談会代表世話人である小林幸夫座長により行われ、これまでの想いを一言一言、言葉に託し「趣意文」が読み上げられ、今沢市長に提案書を提出しました。

ワークショップでは、小さな発見があったり、風景づくりの個々の想いから時にはとまどいや熱い議論が交わされたこともありましたが、この晩秋の凜とした、気持ちの晴れ渡る提案書提出の場となりました。



・提案書の提出

## 第2部：ふるさとの風景づくりをみんなで考えよう！

### ーパネルディスカッションー

第2部は「ふるさとの風景づくりをみんなで考えよう！」をテーマとしたパネルディスカッションです。

市民懇談会代表や各パネリスト、来場者を含めたオープンな形式で意見交換を行う場として位置づけました。進め方は、風景づくり市民懇談会の提案を基調としました。パネリストは次の方々です。

#### 【パネリスト】

※敬称略

- 今沢 忠文（南アルプス市長）
- 大山 勲（山梨大学工学部准教授）
- 野田 祥司（山梨県美しい県土づくり推進室長）
- 市民懇談会代表
  - ・小林 幸夫（懇談会座長・チーム四方代表）
  - ・志村 道徳（おくゆかしさチーム代表）
- オブザーバー
  - ・加藤 友浩（山梨大学工学部学生代表）
- ◇コーディネーター
  - ・宮武由里子（コンサルタント）
- ◇会場コメンテーター
  - ・松下 英志／多田 和美（コンサルタント）



#### ●市民プラン発表・提案への感想

はじめに、各パネリストに、これまでの提案発表への率直な感想を伺いました。（詳細省略）

#### ●風景づくり市民懇談会からの提案

次に、風景づくり市民懇談会代表パネリストにより、特に重視したい提案、会場に伝えたい提案、専門家に聞きたいことなどについて意見をいただきました。（詳細省略）

小林座長からは、「眺望、四方の特性が全体でひとつの景観となっている。改めてふるさとも感じた。この考え方が風景づくりの土台になると感じている。」志村さんからは、1979年世界遺産となったクロアチアの事例から、「暮らしづくりが美しい風景となっている。景観は資源である。南アルプス市もわざわざ来訪してもらえるような風景づくりが大切。本市の景観資源は決して見劣りのするものではなく、景観を構成する要素として日常の積み重ねが風景となる、良好な景観をみんなが共有財産として景観づくりに努めていくことが必要である。」などの話がありました。

#### ●景観づくりに向けた展望・実現に向けて

次に、コーディネーターから、景観計画の視点も踏まえ、本市の景観づくりに向けた展望や、美しい風景づくりの実現に向けた考え等を各パネリストにお話しいただきました。（詳細省略）



## ●ふるさとの風景づくりに向けて ～会場意見交換～

最後に、「ふるさとの風景づくりをみんなで考えよう！」を主旨として会場意見交換を進めました。今後の本市の景観づくりのあり方など、様々な意見・提案があり、活発な意見が交わされました。(詳細省略)



## 閉会・会場一言アンケート！

### ●閉会のことば

シンポジウムの最後に、市民懇談会大芝孝二さんより、閉会のあいさつが行われました。

これまでの市民懇談会ワークショップにおいて、ともに貴重な時間を過ごし有意義な協議を進めてきたことで、このような成果へ結びつけることができました。

シンポジウム開催から、また、多くの市民の皆さんと風景づくりについて考え、南アルプス市全体の景観を見つめ直すことができました。会場にご来場の多くの皆さん、ご参加・ご協力いただき、本当にありがとうございました。



・大芝孝二さんあいさつ

### ●会場一言アンケート

来場者には、感想やご意見等の一言アンケート票を配布し、多くの方々からの励ましやご提案をいただきました。



## 風景づくり市民提案・シンポジウムを終えて・・

**小さな積み重ねから、今できることを始めよう！**

このシンポジウムは、風景づくり市民懇談会の締めくくりにあふさわしい、風格ある発表と来場者を含めた多くの市民の皆さんとのやりとりなど、プラン提案の想いが伝わる内容の濃いものとなりました。

ここに至る話し合いの経過やシンポジウムにおける意見、一言アンケートなどを見ると、提案を計画策定に生かすことはもちろんですが、積み重ねてきた熱意や細やかな提案を、今後、市民と行政の協働体制による景観づくりに継続させていくことが重要であり、このような機会がその第一歩と言えるかもしれません。

このプランが、さらに多くの想いを積み重ねた内容の深い市民提案へ結びつき、このような話し合いや活動の継続が、今後の風景づくりにとって大切であることを共通の想いとし、風景づくりは今ここから！ 動き始めましょう！

### 3 景観計画の策定体制

#### (1) 策定検討会名簿

(順不同、敬称略)

所 属	職名等	氏 名		備 考
		20 年度	21 年度	
学識経験者	山梨大学大学院准教授	大山 勲		会長
関係機関	山梨県中北建設事務所長	田口 三起夫	山本 力	
	山梨県県土整備部美しい県土づくり推進室長	野田 祥司		
議会代表	議 長	斉藤 哲夫		
	副 議 長	向山 敏宏		
	産業土木委員長	野田 修作		
団体代表・有識者	南アルプス市商工会長	小林 寛樹		副会長
	南アルプス市農業委員会長	米山 毅	村松 昇	
	巨摩野農協組合長	米山 敏彦		
	女性団体連絡協議会長	清水 祝子		
	南アルプス市建築家協会会長	飯窪 功児		
	南アルプス市観光協会副会長	川崎 浩		
	東京電力(株)甲府支社副支社長	高石 守		
	NTT 東日本-山梨・総務広報課長	河野 雅一		
地域代表	八田地区区長会長	清水 荘治	三枝 幹男	
	白根地区区長会長	小林 敏彦	内田 進	
	芦安地区区長会長	山口 典夫	細田 清	
	若草地区区長会長	小池 武夫	浅原 知義	
	楡形地区区長会長	土屋 幹起	名取 悟	
	甲西地区区長会長	村松 寛治	志村 道之	
市民懇談会代表	市民懇談会座長	小林 幸夫		
	市民懇談会副座長	飯久保 貴		
		山口志津子		
行政代表	建設部長	青沼 憲雄	小池 厚	



・第1回策定検討会



・第3回策定検討会



・第5回策定検討会

## (2) 庁内検討会名簿

部 名	課 名	担 当	氏 名	備 考
総合政策部	政策推進課	行政運営・統計担当	滝沢 美保	
	地球温暖化対策室	環境政策担当	高野 政樹	
総務部	管財契約課	財産管理担当	澤口 政彦	
市民部	みんなでまちづくり推進課	市民協働・自治会担当	樋川 純一	
農林商工部	農業振興課	農政計画担当	矢崎 幹男	
		農業振興担当	松村 直樹	
		森づくり担当	森本 浩人	
	みどり自然課	花とみどりの推進担当	杉山 啓子	
		自然保護推進担当	伊井 和美	
	観光商工課	観光担当	伊藤喜久夫	
商工担当		今沢 静子		
建設部	道路整備課	道路河川担当	河西 秀明	
		維持担当	中込 隆行	
	建築住宅課	建築・開発指導担当	齊藤 貞文	
	都市計画課	都市整備担当	千葉 裕一	
教育委員会	文化財課	文化財担当	田中 大輔	

注) \* 庁内検討会は第1回を除き平成21年度に開催(第1回は資料配布による意見聴取)



・第2回庁内検討会



・第3回庁内検討会



・第4回庁内検討会

## (3) 事務局名簿

職 名	氏 名				備 考
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
課長	土屋 照重	野澤 淨			
計画担当リーダー	齊藤 貞文	川崎 成一		中込 隆行	
都市計画担当	中島 司		市川 幸雄	石川 博文	

注) \* 平成19年度、20年度は都市整備課、平成21年度、22年度は都市計画課

## 4 用語解説

### 【あ】

#### アイストップ

色や形、場所の特性、周囲の対比などから人の視線を引付けるような際立った物、あるいは視線の集まる場所（視対象）のこと。

#### アドバイザー

助言（アドバイス）や忠告を行う者。

#### 石積出（いしつみだし）

中世における御勅使川の治水事業のひとつで、武田信玄による事業と伝承されている。御勅使川上流に石積出を築き、本流を北側へそらしつつ、その下流に将棋頭を置いて水流を分け、水の勢いを弱めて甲府盆地への氾濫を防いだ。石積出は現在1番堤から5番堤まで確認されているが、8番堤まであったとされている。各堤にはそれぞれ2本程度の出しが設けられており、水の勢いを徐々に緩和させ分水させた様子が伺える。

### 意匠

一般には形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫・図案などを意味し、英語のデザインの訳語であるが、広く建築や公園のデザインというように造形活動に関する創作、設計案などを意味する場合にも用いられる。

### エコツーリズム

環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮したツーリズム（旅行、レクリエーション）のことである。またエコツーリズムを具体化したツアーをエコツアーと呼ぶ。

### NPO（特定非営利活動法人）

Non-Profit Organization の頭文字をとった略語で特定非営利活動法人と訳される。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利組織のこと。

### 掩体壕（えんたいごう）

飛行機を格納し、隠し、爆風から守る施設であり、太平洋戦争末期に秘匿飛行場の工事に伴って構築された。本市を代表する戦争遺跡である。

### 往時

過ぎ去った時や時期のことで、その当時などの意味。

### オープンガーデン

ガーデニングの先進国イギリスで発祥し、個人や企業の庭を、一定期間一般の人々に開放するなど、地域の美化に寄与するボランティア活動のこと。

### オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地を総称している。

### 屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものをいう（屋外広告物法第2条）。

### オリエンテーリング

山野で行われるスポーツのひとつで、地図と磁石を使って指示された地点を発見、通過して目的地に達する速さを競う競技。

### 【か】

#### カール

氷河の浸食によって、山の斜面が、すくい取ったように円形に削られた地形のこと。

#### ガイドライン

ある物事に対する方針についての指針、指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

#### 開発行為

建築物の造築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をする行為のこと。

### 回遊

来訪者等が快適に効率よく移動して回ること。

### 外来種

他地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。外来種に対して、従来からその地域で棲息・生育するものを在来種という。従って、国内の種が海外に侵入して広がる場合



では、国内の種が外来種、海外に元々ある種が在来種となる。

## 回廊

寺院、教会、修道院、宮殿などにおいて、建物や中庭などを屈折して取り囲むように造られた廊下のこと。比喩的に、両側に山や海がせまって細くなった地形のことなどを示す場合もある。

## 界わい

住宅地、商店街、観光地など、賑わい、活気、生活感といった雰囲気を感じさせる一帯（まとまりのある一定の範囲）のこと。

## 鍵の手（カネテ）

外敵が宿内へ一気に攻め込み難くするために、防衛の手段として、街道などの線形をクランク状（直角に左右2回）に曲げた場所のこと。

## 合併（処理）浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。下水道のない地域での水環境の汚染の防止に有効とされる。

## 環境教育（学習）

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。

## 環境保全型農業

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業のこと。

## 勸告

ある行動をとるように説き勧めること。行政機関が、相手方の協力・同意を得て、公共としての意思を実現しようとする行為のひとつ。その性質については、法的拘束力をもたない非権力的行政行為であり、強制力はない。

## 干拓

海岸・河口・湖沼などを堤防で仕切り、内部の水を排除して陸地にすること。

## 共架

ひとつの柱（例えば電柱）に、電線や電話線、あるいは街路灯、道路標識、街区表示等の支柱機能を共用させること。共架させる柱のことを共用柱（きょうようちゅう）とも呼ぶ。

## 協働

協力して働くという意味。まちづくりの場合、市民と行政などがそれぞれの役割を担いながら、一緒に進めていくという意味で

使用している。

## クズバ

葛、葛の葉のこと。地域での俗称。

## クラインガルテン

ドイツで盛んな200年の歴史をもつ農地の賃借制度（独Kleingarten）。日本語に直訳すると「小さな庭」であるが、「市民農園」「市民菜園」と言われており、野菜や果樹、草花を育て、生きがいや余暇への楽しみの創出、都市部での緑地保全や子ども達への豊かな自然教育の場として大きな役割を果たしている。日本でクラインガルテンと呼ばれる施設は、地方自治体の公共事業として、農山村の遊休農地を利用して整備された市民農園が多い。

## クラフト

手工芸品、民芸品、工芸品のこと。

## グリーンツーリズム

都市の住民が自然の豊かな農山漁村に滞在し、自然や文化、地元の人との交流を楽しむ余暇活動のこと。都市の人が自然の豊かな生活をするこでのストレス解消とともに農山漁村地域の活性化が期待される。

## 景観アドバイザー（制度）

地域特性を生かした景観づくりが円滑に進められるよう、都市デザイン、建築、造園、緑化などの専門的な立場からアドバイスや助言を行う者をいう。景観アドバイザー制度とは、住民や事業所、市町村などが行う景観づくりに関して、質の高い景観づくりのため、計画の立案から実施にいたるまで、それぞれの要請に応じて景観アドバイザーの派遣・依頼を行う制度。

## 景観協定

景観法に規定された良好な景観の形成に関する協定で、協定の締結には景観計画区域内の対象となる一団の土地の土地所有者等の全員の合意が必要となる。地域に合ったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる制度である。

## 景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県が景観行政団体になるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって

景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制などの業務を行う。平成22年12月現在、公示済および公示予定を含め全国で472の地方公共団体が、山梨県においては本市を含む14市町村が景観行政団体として位置づけられている。

### 景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定めた計画のこと。景観法の基本となる仕組みであり、

(1) 景観計画区域、(2) 景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、(3) 良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、(4) 景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針等を定めることとされている。

### 景観計画区域

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の計画区域のこと。区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、一定の規制・誘導が行われる。

### 景観重要建造物

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域の景観上の核となるような景観上重要な建築物、工作物のこと。指定された景観重要建造物については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

### 景観重要公共施設

景観法の規定に基づき定められた景観計画において景観重要公共施設とされた公共施設のこと。景観計画区域内の景観上重要な公共施設について、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意をした場合、景観重要公共施設として景観計画に位置づけることが可能になる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられるが、一方で、公共施設の整備法に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合が図られる仕組みとなっている。

### 景観重要樹木

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域の景観上の核となるような景観上重要な樹木の

こと。指定された景観重要樹木については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

### 景観整備機構

景観計画区域において、良好な景観の保全・形成に関して様々な活動を行うNPO法人や公益法人等の団体で、景観行政団体から景観整備機構として指定された団体のこと。景観に関する住民の取り組みに関して情報提供等の支援を行うこと、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理、良好な景観形成に関する調査・研究などを行う。

### 景観地区

景観法の規定に基づき、市町村が市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定める地区のこと。市町村は、景観法に基づく景観計画区域よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図っていききたい場合、都市計画として、景観地区を定め、(1) 建築物の形態意匠、(2) 建築物の高さ、(3) 壁面の位置、(4) 建築物の敷地面積について制限できるとされている。山梨県においては景観地区の指定はまだ無い。

### 景観農業振興地域整備計画

景観農業振興地域整備計画は、景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が定めることができる計画で、景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項などを定める。

### 景観法

平成16年6月に制定された、我が国で初めての景観についての総合的な法律である。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構等の仕組み、支援等必要な措置などを定めている。

### 顕在（化）

はっきりと形にあらわれて存在すること。顕在化とはこれまであまりわからなかったものやことが、はっきりとあらわれてくること。

### 顕彰

隠れた善行や功績などを広く知らせること。

広く世間に知らせて表彰すること。

### 建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

### 建築行為

建築基準法第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいい、一般には建築物を新築、増築、改築または移転することをいう。

### 工作物

人為的に地上や地中に造られた建造物のこと。

## 【さ】

### サイン

記号（合図）のことをいうが、まちづくりの分野では標識、看板などの総称として用いられる。

### 里山

人里の近くにあり、薪炭の利用や林業の場として生活や産業に結びついて維持されてきた森林のこと。人の手が入ることで生物生息環境としても独自の生態系を維持してきたが、生活様式の変化に伴い里山の荒廃が進んでいる。このため、各地でボランティア等による保全活動が盛んに行われている。

### 山岳信仰

山を神聖視し、崇拜の対象とする信仰。自然崇拜の一種で、狩猟民族などの山岳と関係の深い民族が山岳地とそれに付帯する自然環境に対して抱く畏敬の念、雄大さや厳しい自然環境に圧倒され恐れ敬う感情などから発展した宗教形態であるとされる。

### 蚕食（的）（さんしょく）

蚕（かいこ）が桑の葉を食べるように、しだいに他の領域を侵していくこと。もともと一団の農地であったところに無秩序に住宅がバラ建ちしていく様子を「蚕食的な宅地化」などと表現することがある。

### シェルター

直訳では避難所。また、天候などから身を守るための雨風をしのげる場所、あるいはその覆いのこと。

### シークエンス

景観の分野でいうシークエンスとは乗物か

ら見る景観など移動する視点からの連続して変化する景観のことをいう。これに対し、山頂の展望台など固定的な視点から対象を眺める透視図的な眺めをシーン景観という。

### 視点場

視点が位置する場所のこと。視点は景観を見る人の位置であり、視点場は視点である人間が位置する場所のことをいう。

### 自噴泉

自噴とは、石油や温泉、地下水が自然に地下から湧き上がること。火山活動や地熱によって温められた地下水が自噴するものや地下水圧が高いために堀井やボーリングにより水が自噴するものなどがある。

### 蛇籠（じゃかご）

鉄線などを網目状にしたかごをつくり、その中に石を詰め込んだもの。河川工事の護岸や法面の土留めなどに使用される。

### シャトルバス

近距離を何度も頻繁に往復運行するバスのこと。

### 遮へい

覆いをかけたりして、人目や光線などからさえぎること。

### 舟運

舟による交通や輸送のこと。鉄道輸送がはじまる明治時代の中頃までは、全国で物資の運輸手段として盛んに用いられていた。

### 修景

良好な景観を形成するために、現況の景観に対して建築物の外観を改善したり、樹木などで遮へいしたりして、景観の改良・改善を図ること。

### 荘園

奈良時代から戦国時代にかけて存在した中央貴族や寺社による私的大土地所有の形態。また、その私有地のこと。

### 醸成

ある状態・気運などを徐々につくり出すこと。

### 象徴

抽象的な思想・観念・事物などを、具体的な事物によって理解しやすい形で表すこと。また、その表現に用いられたもの。シンボル。

### 将棋頭（しょうぎがしら）

中世における御勅使川の治水事業のひとつで、天保10年（1541年）に着手したとき

れている。御勅使川の流れを石積出によって北にそらし、洪水時に御勅使川の水を分水するために築かれた堤が将棋頭である。その鋭角になった堤の基部があたかも将棋の駒の尖った部分に似ていることからこう呼ばれている。

#### **条里（制）**

奈良時代の終わりころから平安時代にかけておこなわれた日本最初の区画整理。道路を基盤の目状に縦横に通し、土地の形を四角く同じ大きさにしたりして、まちとして使いやすい地割を施した。

#### **親水**

河川や池などで、水辺に近づける、水に触れられるといったような、水との親しみやすさのこと。

#### **シンポジウム**

聴衆の前で、特定の問題について何人かが意見を述べ、参会者と質疑応答を行う形式の討論会。

#### **森林療法（セラピー）**

森林や地形といった自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリング、森林浴、森林レクリエーションを通じた健康回復、維持、増進活動のこと。

#### **森林法**

森林の保護・培養と森林生産力の増進に関する基本的事項を規定する法律。

#### **スカイライン**

山や建築物などが空を画する輪郭線。一般に遠景ないしはシルエットとして眺められる場合に用いられることが多い。

#### **ストリートファニチャー**

ベンチ、ゴミ箱、電話ボックスなど屋外の生活空間を演出するために設置される施設や道具類のことをいう。日本語ではまちの家具という意味で街具ともいわれる。

#### **スポット**

局地的な場所や地点のことをいう。

#### **生態系**

ある地域に存在する生物と、それを取り巻く非生物的環境をまとめ、相互間の複雑な働きかけ、物質やエネルギーの循環、流れを通じて、全体のバランスが保たれている。

#### **世界自然遺産**

ユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界遺産条約に基づき「世界遺産リスト」に登録されている、優れた価値をもつ地形や生

物、景観などを有する地域。

#### **堰（せぎ）**

一般的には水路や河川の水を分流したり、流量を調節したり、水をせき止める目的で設けられる構造物のことをいうが、本市においては、水路そのものを堰（せぎ）と呼ぶ。

#### **絶滅危惧種**

急激な環境変化や乱獲などにより、絶滅のおそれのある野生生物の種。

#### **セミナー**

大学などの教育方法の一つで、教授などの指導のもとに、少人数の学生が特定のテーマについて研究し、報告・討論するもの。ゼミナール、演習、講習会などともいわれる。

#### **潜在的**

表面に表れないで内部に隠れて存在しているさま。

#### **雑木林**

二次林のうち、薪炭材の供給源等として生活とともに人為管理してきた林のこと。スギやヒノキのような単一樹種が密生する人工林に対し、クヌギ、コナラ、エノキなどを中心に、土地本来の多様な樹木から構成されるため雑木林と呼ばれる。燃料としての薪炭を使わなくなってからは、全国的に雑木林は人手が入らなくなり、荒廃しているところが多い。

#### **【た】**

##### **多自然型工法**

自然や生態系に配慮した工法のことをいう。道路ではけものみちの確保や自然型擁壁の設置、河川・水路では、魚道の確保、多自然型護岸、ワンドの設置、緑化では実のなる木など生き物の生環境息に配慮した緑化などが行われる。

##### **棚田**

急な傾斜地に、階段状につくられた水田のこと。

##### **眺望**

遠くを見渡すこと。または見渡した眺め、見晴らしのこと。

##### **鎮守の森**

日本において、神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林のこと。かつては神社を囲むようにして、必

ず存在した森林のことで杜の字をあてることも多い。

### 天井河川

洪水等により川底に土砂が堆積し、川底面が周辺の土地よりも高くなった河川のこと。

### 伝統的建造物（群）

城下町、宿場町、門前町、寺内町、港町、農漁村などの周囲の環境と一体となって歴史的風致を形成している伝統的な建造物で価値の高いものをいう。伝統的建造物群保存地区は、昭和50年の文化財保護法の改正により創設された、伝統的な建造物群を文化財として捉え、これと一体となって歴史的価値を形成する環境を含めて保存する制度である。

### 都市機能

居住、商業、工業、文化、教育情報、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する都市の役割。

### 都市計画区域

都市計画を策定する区域の単位となるものであり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域として県が指定する区域。

### 届出制度

ある者が特定の行為を行うにあたって、あらかじめ行政官庁に対して一定の事項を通知することを義務づける制度のこと。

### 土 塁

敵や動物の侵入を防ぐため、古代から近世にかけて、城、寺、豪族の住居などの周辺に築かれた連続した土盛のこと。

### トレイル

森林・原野・山地などの踏み分け道、山の小道のこと。ウォーキングトレイルなどのように、散策路としての意味で用いられる場合もある。

## 【な】

### ニーズ

必要とされること。要求や需要のこと。

### ネットワーク

「網細工、網の目のような組織」の意味であり、まちづくりの分野では市内各地に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるための相互の連携を意味する。

### 農地バンク制度

耕作放棄地のうち、所有者が貸し出しや売却を希望する土地を登録し、情報提供を行ない、耕作希望者がいれば貸し出しや売却をあっせんする制度。

### 法面（のりめん）

土地の造成において、切土や盛土によってつくられた斜面部分のこと。

## 【は】

### バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの」をいう。

### 橋詰広場

橋のたもとに設けられた公共広場のこと。本来、橋のかけかえのための土地とされるが、水運の栄えた時期においては防災機能を併せもつ船着き場をはじめ、多様な都市機能の集中する賑わい空間として存在した。水運が衰退した後も、現在に至るまで修景機能、公園緑地的機能などを有する小空間として位置づけられている。

### ピオトープ

ドイツ語の Bio（生命）と Tope（場所）との合成語。野生生物が共存共生できる生態系を持った場所や空間のこと。植生の豊かな水辺や雑木林がその代表例であり、また開発事業などに際して積極的に保全、回復、創出が図られる野生生物の成育・生息環境という意味でも用いられる。

### ピスタ

視線が奥行き方向へ誘導されるように建物や並木が並んでいたり、視線が一定方向に軸線を持つように構成されている景観のこと。また、景観をそのように構成する手法をいう。「通景」ともいわれる。

### 樋門（ひもん）

用水の取り入れや排水、舟運などのため、暗渠（あんきょ）にして堤防の下を通り抜ける通水路のこと。

### ビューポイント

良好な景観を眺めることができる地点や場所のこと。視点、観点、立場、みどころなどの意味もある。

### 廟所（びょうしょ）

祖先や貴人の霊を祭った場所のこと。おたまや、みたまやともいう。

## フィールドワーク

野外など現地での実態に即した調査・研究活動のこと。

## フィルムコミッション

映画やドラマのロケーション（野外撮影）を地元で誘致し、スムーズに撮影が図られるよう支援する活動で、ふるさとの自然や緑をPRし、市民のふるさとへの愛着や意識の醸成を図る上で効果的である。現在、県で「山梨フィルムコミッション」を推進している。

## フットパス

日本語では「散歩道」となる。フットパス（ウォーク）の意味としては、森林や田園地帯、古い街なみといった、昔からある風景を楽しみながら小道を散歩することという。

## 不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等に産業廃棄物やごみ等を捨てること。

## プラント

生産設備のこと。

## フロー

流れのこと。フローチャートとは作業の流れを図に示したもので、工程図、手順図などともいわれる。

## プロジェクト

あるテーマに沿った企画、計画、事業、研究開発など一連の業務のことをいう。

## 文化的景観（制度）

文化的景観とは、文化財保護法で「地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの」と定められている景観で、「景観法」の制定と併せ「文化財保護法」の一部改正により、これまで文化財として保護の対象外であった水田や里山など人と自然との関わりの中で創り上げられた景観（＝文化的景観）も保護の対象として位置づけられた制度。

## ペントハウス

ビルの最上階に設けたテラス付きの住宅、あるいは階段室・空調室・機械室など、屋上に突き出た建築物のこと。塔屋（とうや）ともいう。

## 保安林

水源涵養や災害防備などの公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森

林のこと。農林水産大臣または都道府県知事が森林法第25条に基づき保安林として指定する。

## ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた緑のある小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、ベスト（チョッキ）のポケット程度の公園という意味。

## ボランティア

自発的な意志によって奉仕活動を行う人。

## 【ま】

### マナー

態度、礼儀、礼儀作法のこと。

### 水辺の楽校（制度）

子ども達にとって河川が身近な自然体験の場となるように、安全な水辺の整備と河川管理者等が地域の人々と十分に連携を図り、河川が利・活用されるような体制・施設の整備とこれを維持管理できる環境づくりを行うことを目的として国土交通省河川局で実施している制度。

### モチベーション

動機づけ、動機を与えること。

## 【や】

### 用途地域（制度）

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域に応じて建物の用途に一定の制限を行う制度で、その地域は、住居・商業・工業の各地域に大別される。

### 擁壁

土木工事で、土を切り取った崖や盛り土などが崩れないよう保持するための壁状の築造物。石積、ブロック積、コンクリートなどいくつかの種類がある。

## 【ら】

### ランドマーク

地域の目印や象徴的な景観要素となっているもので、山や橋、記念碑や塔、特徴的な建造物、巨木など場所によって様々なものがある。本市の場合は、山岳が代表的なランドマークとなっている。

### 流域

雨や雪などの降水が、地表や地下を通り川の水となって集まり、海に流れ出るまでの

範囲（集水域）のこと。

### **稜 線**

山の峰から峰へ続く尾根線のこと。

### **緑地協定（制度）**

都市緑地法に基づく制度。一団の土地所有者等の全員の合意により、町長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定のこと。協定には、対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置などが定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

### **林 相**

木の種類や生え方などによる、森林の様相。

### **ループ（状）**

直訳では輪。様々な輪形のことをいう。

### **レクリエーション**

精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

### **ロードサイド**

通りに面した一帯のことをいう。ロードサイド店舗とは、幹線道路等の交通量の多い道路の沿道に立地し、主に自家用車でのアクセスにより集客する店舗のこと。特に都市郊外の主要幹線道路沿いに立地するものが多い。

### **陸屋根（ろくやね）**

傾斜がほとんどなく、平らな屋根のこと。平屋根、りくやねともいう。

### **ロケーション**

映画・テレビなどで、撮影所または放送局の外へ出て自然の景色やまちなみなどを背景に撮影すること。野外撮影、ロケともいう。そこから派生して、背景となる景色や場所のことをいう場合もある。

### **ロタコ**

終戦直前、東京の立川航空工廠（たちかわこうくうこうしょう）の機能を分散する目的で、甲府盆地の西部、御勅使川扇状地に秘匿飛行場が計画され、その名称を「ロタコ」と言う。「ロタコ」の「ロ」は、「イロハのロ」で「第2」を表し、「タ」は「立川」、「コ」は「航空廠」をそれぞれ表し、第2立川航空廠を表すとされる。立川航空工廠の機能を疎開させ、その存在を隠す目的で構築されたといわれている。

## **【わ】**

### **ワークショップ**

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。

### **ワンド**

水流があまりない河川本流沿いにある小さな入江や池を意味し、漢字では「湾処」と書く。ワンドは水辺に住む魚や昆虫、植物など生態系にとって重要な生息場・環境となっている。